

女川原子力発電所 2 号炉審査資料	
資料番号	02-G-008 (改 1)
提出年月日	2022 年 3 月 23 日

## 女川原子力発電所 2 号炉

実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則  
第 5 条第 2 項第 11 号発電用原子炉施設の保安のための  
業務に係る品質管理に必要な体制の整備について  
比較表

2022 年 3 月

東北電力株式会社



赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: center;">島根原子力発電所2号炉            変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に            必要な体制の整備に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉            実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉            施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について</p>	<p style="text-align: center;">・発電所名の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. はじめに 2. 記載方針</p>	<p>・ 記載方針の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>設置変更許可申請書 添付書類十一の記載内容について</p> <p>1. はじめに</p> <p>令和2年4月1日に施行された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」という。）第5条第2項に、設置変更許可本文十一号（以下「本文十一号」という。）の説明資料として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」（以下「添付書類十一」という。）が新たに追加されたことから、当該添付書類の記載方針について、以下のとおり検討を行った。</p> <p>2. 記載方針</p> <p>添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」（以下「設置許可ガイド」という。）を参考に、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法」および「組織等」を記載する。</p> <p>ただし、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、本文十一号に基づくものではないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務の実績については、活動実績に応じて記載する。</p> <p>なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項は無い。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>令和2年4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下、「実用炉規則」という。）第5条第2項に、設置変更許可本文十一号（以下「本文十一号」という。）の説明資料として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」（以下、「添付書類十一」という。）が新たに追加されたことから、当該添付書類の記載方針について、以下のとおり検討を行った。</p> <p>2. 記載方針</p> <p>添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」（以下、「設置許可ガイド」という。）を参考に、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法」及び「組織等」を記載する。ただし、本申請における設計及び調達に係る実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、その活動実績に応じて記載する。</p> <p>なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項はない。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p>
<p style="text-align: right;">参考</p> <p>【設置許可ガイド】抜粋</p> <p>(6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。</p> <p>4) 同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。</p>	<p style="text-align: right;">参考</p> <p>【設置許可ガイド】抜粋</p> <p>(6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。</p> <p>4) 同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。</p>	

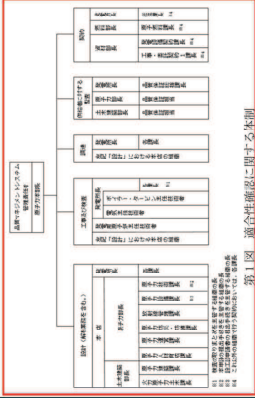
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

<p>島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）</p>	<p>女川原子力発電所2号炉 有毒ガス</p>	<p>差異理由</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 183 168 997">品質規則</th> <th data-bbox="73 997 168 1396">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="73 1396 168 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="168 183 246 997">【補足説明資料】設置許可添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</td> <td data-bbox="168 997 246 1396">-</td> <td data-bbox="168 1396 246 1447">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 183 392 997">-</td> <td data-bbox="246 997 392 1396">-</td> <td data-bbox="246 1396 392 1447"> <p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3. 4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4. 2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4. 6 設工認における調達管理の方法」に、</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	【補足説明資料】設置許可添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	-	-	-	-	<p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3. 4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4. 2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4. 6 設工認における調達管理の方法」に、</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="983 183 1052 997">品質規則</th> <th data-bbox="983 997 1052 1396">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="983 1396 1052 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1052 183 1131 997">【補足説明資料】添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する根拠</td> <td data-bbox="1052 997 1131 1396">-</td> <td data-bbox="1052 1396 1131 1447">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 183 1243 997">-</td> <td data-bbox="1131 997 1243 1396">-</td> <td data-bbox="1131 1396 1243 1447"> <p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「実施した設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3. 4 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4. 2 その後の設計、工事等の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4. 6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4. 8 その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に拠る規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)」(以下「技術基準規則」という。)等への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」以下（設置許可本文十一号一）以下）に基づき以下のとおり実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	【補足説明資料】添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する根拠	-	-	-	-	<p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「実施した設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3. 4 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4. 2 その後の設計、工事等の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4. 6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4. 8 その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に拠る規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)」(以下「技術基準規則」という。)等への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」以下（設置許可本文十一号一）以下）に基づき以下のとおり実施する。</p>	<p>・記載表現の相違</p>
品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																		
【補足説明資料】設置許可添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	-	-																		
-	-	<p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3. 4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4. 2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4. 6 設工認における調達管理の方法」に、</p>																		
品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																		
【補足説明資料】添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する根拠	-	-																		
-	-	<p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「実施した設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3. 4 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4. 2 その後の設計、工事等の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4. 6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4. 8 その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に拠る規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)」(以下「技術基準規則」という。)等への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」以下（設置許可本文十一号一）以下）に基づき以下のとおり実施する。</p>																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由						
<p>品管規則</p> <p>設置許可本文十一号</p> <p>設置許可添付書類十一</p> <p>法」に、文書管理について「4.7 その他設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その他の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工規則に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第8号）（以下「技術基準規則」という。）への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確保対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確保対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の組織</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」(以下「設置許可本文十一号」という。)に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、「原子力利用における安全対策等の一部を改正する法律」に基つき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務については、本申請における原動装置に於いて記載する。</p> <p>3.1. 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む）</p> <p>設計及び調達、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>また、設計（3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法）並びに調達（3.4 本申請における調達の品質管理の方法）の各プロセスを主とする業務を第1表に示す。</p> <p>第1表に示す各プロセスを主とする業務の長は、相当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> <p>3.1.1 設計に係る組織</p> <p>設計は、第1表に示す主管理部門のうち、「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主とする組織として実施する。</p>	<p>設置許可本文十一号</p> <p>設置許可添付書類十一</p> <p>たことし、本申請における設計及び調達に係る業務のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の原子炉施設保安規定の施行まで」に実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、本申請における活動実績に応じて記載する。</p> <p>なお、平成25年4月1日に提出を実施した本文十一号について、変更を含む。設計及び調達は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>また、設計（3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法）並びに調達（3.4 本申請における調達の品質管理の方法）の各プロセスを主とする業務を第1表に示す。</p> <p>第1表に示す各プロセスを主とする業務の長は、相当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p>  <p>第1表 本申請における設計及び調達の実施の体制表</p> <table border="1" data-bbox="1637 240 1839 584"> <thead> <tr> <th>プロセス</th> <th>品質管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3</td> <td>本申請における設計に係る品質管理の方法 本店 原子力開発 本店 原子力設備 本店 原子力技術</td> </tr> <tr> <td>3.4</td> <td>本申請における調達の品質管理の方法 本店 原子力開発 本店 原子力技術</td> </tr> </tbody> </table>	プロセス	品質管理	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法 本店 原子力開発 本店 原子力設備 本店 原子力技術	3.4	本申請における調達の品質管理の方法 本店 原子力開発 本店 原子力技術	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> <li>・組織体制の相違</li> <li>・記載方針の相違</li> </ul>
プロセス	品質管理							
3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法 本店 原子力開発 本店 原子力設備 本店 原子力技術							
3.4	本申請における調達の品質管理の方法 本店 原子力開発 本店 原子力技術							
<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p> <p>第二十七条</p> <p>2 原子力発電事業者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。</p> <p>三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>	<p>73.1 設計開発計画</p> <p>(ロ) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>g. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p>							

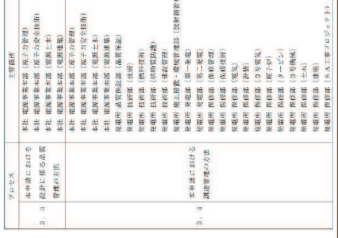
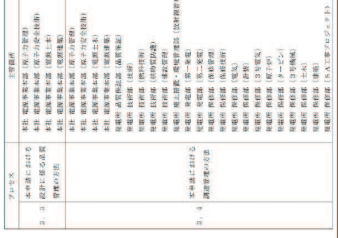
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

差異理由

品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一
<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則</p> <p>（設計開発計画）          第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（単原原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理し、次に掲げる事項を明確にしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。</p> <p>二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p>	<p>この設計に必要な資料の作成を行うため、第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。          なお、本申請において上記による体制を実施した。</p> <p>第1表 設計及び調達の実施の体制</p>  <p>第1図 適合性確認に関する体制表</p> <p>3.1.2 調達に係る組織          調達は、第1表に示す本社組織及び発電所組織の調達は主幹する箇所を実施する。</p>	<p>この設計に必要な資料の作成を行うため、第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。          なお、本申請において上記による体制を実施した。</p> <p>第1表 設計及び調達の実施の体制</p>  <p>第1図 適合性確認に関する体制表</p> <p>3.1.2 調達に係る組織          調達は、第1表に示す本社組織及び発電所組織の調達は主幹する箇所を実施する。</p>

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																		
<p>（設計開発計画）          第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（単原原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理し、次に掲げる事項を明確にしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。</p> <p>二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p>	<p>7.3.1 設計開発計画          (1) 組織は、設計開発（単原原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。          (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p>	<p>3.1.1 設計に係る組織          設計は、第1表に示す主幹組織を主幹する設計に係る設計に係る品質管理の方法に係る組織が設計を主幹する組織として実施する。この設計に必要な資料の作成を行った後、第1表に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。          なお、本申請において上記による体制を実施した。</p> <p>3.1.2 調達に係る組織          調達は、第1表に示す本社組織の調達は主幹する組織で実施する。          なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>3.2 本申請における設計の各段階との関係          本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する必要な事項に基づき以下とされており表する。          本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を表2に示す。</p> <p>第2表 本申請における設計及び調達の各段階</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各段階</th> <th>設置許可本文十一号の対応項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3</td> <td>本申請における設計に係る品質管理の方法</td> <td>7.3.1 設計開発計画 3.3.2 設計開発における情報の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.1</td> <td>設計開発における情報の明確化</td> <td>7.3.2 設計開発における情報の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.2</td> <td>申請書作成のための設計に係る情報</td> <td>7.3.3 設計開発の審査に係る情報</td> </tr> <tr> <td>3.3.3</td> <td>設計のアウトプットに対する検証</td> <td>7.3.4 設計開発の検証</td> </tr> <tr> <td>3.3.4</td> <td>設計の追加・変更</td> <td>7.3.5 設計開発の追加・変更の管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (3.2 本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を表2で述べている「設計の各段階」におけるレビュー)の各段階を示す。</p>	各段階	設置許可本文十一号の対応項目	概要	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画 3.3.2 設計開発における情報の明確化	3.3.1	設計開発における情報の明確化	7.3.2 設計開発における情報の明確化	3.3.2	申請書作成のための設計に係る情報	7.3.3 設計開発の審査に係る情報	3.3.3	設計のアウトプットに対する検証	7.3.4 設計開発の検証	3.3.4	設計の追加・変更	7.3.5 設計開発の追加・変更の管理
各段階	設置許可本文十一号の対応項目	概要																		
3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画 3.3.2 設計開発における情報の明確化																		
3.3.1	設計開発における情報の明確化	7.3.2 設計開発における情報の明確化																		
3.3.2	申請書作成のための設計に係る情報	7.3.3 設計開発の審査に係る情報																		
3.3.3	設計のアウトプットに対する検証	7.3.4 設計開発の検証																		
3.3.4	設計の追加・変更	7.3.5 設計開発の追加・変更の管理																		

- 記載表現の相違
- 組織体制の相違
- 活動状況の相違
- 記載方針の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由																								
<p style="text-align: center;">設置許可条付書第十一号</p> <p>7. 3. 1 設計開発        (1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いているための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー        (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。        a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。        b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。        (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報        (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、</p>	<p style="text-align: center;">設置許可条付書第十一号</p> <p>7. 3. 1 設計開発レビュー        (1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いているための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。        a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。        b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。        (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。        (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報        (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。        a. 機能及び性能に係る要求事項        b. 後者の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの        c. 関係法令        d. その他設計開発に必要な要求事項        (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、確認し、承認しなければならぬ。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報        (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。        (2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を承認し、次に掲げる事項に適合するものとする。        a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項に適合すること。        b. 関連機器の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供すること。        c. 全体的な基準を満たすこと。        d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>記載表現の相違</p>																								
<p style="text-align: center;">設置許可条付書第十一号</p> <p>3. 2 本申請における設計の各段階とその審査        本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設計許可本第十一号「7. 3. 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>本申請における設計の各段階と設置許可本第十一号との関係を図2表に示す。        設計を主管する部署の長は、第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。        なお、設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する部署の中で当該設備の設計に関する専門家を招き入れて実施する。        なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p style="text-align: center;">設置許可条付書第十一号</p> <p>設計を主管する部署の長は、第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。また、設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を招き入れて実施する。  <b>なお、本申請において上記による活動を実施した。</b></p> <p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化        設計を主管する部署の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を以下に各段階の活動内容を示す。        3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化        設計を主管する部署の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にする。        なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3. 3. 2 設計及び設計のアウトプットに対する検証        設計を主管する部署の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。        (1) 申請書作成のための設計        設計を主管する部署の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。本申請に主査する部署の長は、本申請における申請書の作成に必要な技術的論議の品質を確保する上で重要な活動となる「関連に必要な技術的論議」及び「品質管理」に関する目標を設定し、個別に管理事項を実施する。        なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>記載表現の相違</p>																								
<p style="text-align: center;">第2表 本申請における設計及び調査の各段階</p> <table border="1" data-bbox="537 223 739 606"> <thead> <tr> <th>活動</th> <th>活動を行う部署の長</th> <th>実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化</td> <td>3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化</td> <td>本申請における設計開発に用いる情報を明確にする。</td> </tr> <tr> <td>3. 3. 1.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証</td> <td>3. 3. 1.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証</td> <td>本申請における設計を以下のとおり実施する。</td> </tr> <tr> <td>3. 3. 2 設計開発の結果に係る情報の管理</td> <td>3. 3. 2 設計開発の結果に係る情報の管理</td> <td>本申請における設計開発の結果に係る情報を管理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 3. 本申請における設計に係る品質管理の方法        設計を主管する部署の長は、本申請における設計として、「3. 3. 1. 設計開発に用いる情報の明確化」、「3. 3. 2. (1) 申請書作成のための設計」及び「3. 3. 2. (2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化        設計を主管する部署の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p>	活動	活動を行う部署の長	実施	3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化	3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化	本申請における設計開発に用いる情報を明確にする。	3. 3. 1.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証	3. 3. 1.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証	本申請における設計を以下のとおり実施する。	3. 3. 2 設計開発の結果に係る情報の管理	3. 3. 2 設計開発の結果に係る情報の管理	本申請における設計開発の結果に係る情報を管理する。	<p style="text-align: center;">第2表 本申請における設計及び調査の各段階</p> <table border="1" data-bbox="537 223 739 606"> <thead> <tr> <th>活動</th> <th>活動を行う部署の長</th> <th>実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化</td> <td>3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化</td> <td>本申請における設計開発に用いる情報を明確にする。</td> </tr> <tr> <td>3. 3. 1.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証</td> <td>3. 3. 1.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証</td> <td>本申請における設計を以下のとおり実施する。</td> </tr> <tr> <td>3. 3. 2 設計開発の結果に係る情報の管理</td> <td>3. 3. 2 設計開発の結果に係る情報の管理</td> <td>本申請における設計開発の結果に係る情報を管理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 3. 本申請における設計に係る品質管理の方法        設計を主管する部署の長は、本申請における設計として、「3. 3. 1. 設計開発に用いる情報の明確化」、「3. 3. 2. (1) 申請書作成のための設計」及び「3. 3. 2. (2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化        設計を主管する部署の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</p>	活動	活動を行う部署の長	実施	3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化	3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化	本申請における設計開発に用いる情報を明確にする。	3. 3. 1.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証	3. 3. 1.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証	本申請における設計を以下のとおり実施する。	3. 3. 2 設計開発の結果に係る情報の管理	3. 3. 2 設計開発の結果に係る情報の管理	本申請における設計開発の結果に係る情報を管理する。	<p>記載表現の相違</p>
活動	活動を行う部署の長	実施																								
3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化	3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化	本申請における設計開発に用いる情報を明確にする。																								
3. 3. 1.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証	3. 3. 1.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証	本申請における設計を以下のとおり実施する。																								
3. 3. 2 設計開発の結果に係る情報の管理	3. 3. 2 設計開発の結果に係る情報の管理	本申請における設計開発の結果に係る情報を管理する。																								
活動	活動を行う部署の長	実施																								
3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化	3. 3. 1.1 設計開発に用いる情報の明確化	本申請における設計開発に用いる情報を明確にする。																								
3. 3. 1.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証	3. 3. 1.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証	本申請における設計を以下のとおり実施する。																								
3. 3. 2 設計開発の結果に係る情報の管理	3. 3. 2 設計開発の結果に係る情報の管理	本申請における設計開発の結果に係る情報を管理する。																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 199 280 606">品管規則</th> <th data-bbox="73 606 280 989">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="73 989 280 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 199 280 606"> <p>いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しななければならない。</p> </td> <td data-bbox="73 606 280 989"> <p>次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> </td> <td data-bbox="73 989 280 1447"> <p>明確にする。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 199 481 606"> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果に係る要求事項に適合すること。</p> <p>二 関連機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供すること。</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="280 606 481 989"> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発の結果に係る要求事項に適合すること。</p> <p>b. 関連機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="280 989 481 1447"> <p>3. 3. 2 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 申請書作成のための設計</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。</p> <p>また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調査による解析」及び「三訂正による自社解析」について、個別に管理事項を表明し品質を確保する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 199 683 606"> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p> </td> <td data-bbox="481 606 683 989"> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> </td> <td data-bbox="481 989 683 1447"> <p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「3. 3. 2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3. 3. 1 設計開発」による情報）の明確化に与えられた要求事項に対する適合性を確保した上で、要求事項を満たしていることを検証し、組織の責任を指す。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 199 884 606"> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p> </td> <td data-bbox="683 606 884 989"> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」と）を行う。</p> </td> <td data-bbox="683 989 884 1447"> <p>(3) 申請書の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを知り、本申請に必要な変更事項を取りまとめる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認</p> <p>設計を主管する箇所の長は、作した資料を取りまとめ、原子力施設保安委員会へ付議し、審議及び承認を得る。</p> <p>また、本申請の提出手続を主管する組織の長は、原子力施設保安委員会の審議及び承認を得た本申請に関する申請書について、原子力規制委員会へ提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 199 981 606"> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="884 606 981 989"> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性評価を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> </td> <td data-bbox="884 989 981 1447"> <p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じて修正する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しななければならない。</p>	<p>次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>明確にする。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果に係る要求事項に適合すること。</p> <p>二 関連機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供すること。</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発の結果に係る要求事項に適合すること。</p> <p>b. 関連機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>3. 3. 2 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 申請書作成のための設計</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。</p> <p>また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調査による解析」及び「三訂正による自社解析」について、個別に管理事項を表明し品質を確保する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p>	<p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「3. 3. 2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3. 3. 1 設計開発」による情報）の明確化に与えられた要求事項に対する適合性を確保した上で、要求事項を満たしていることを検証し、組織の責任を指す。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」と）を行う。</p>	<p>(3) 申請書の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを知り、本申請に必要な変更事項を取りまとめる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認</p> <p>設計を主管する箇所の長は、作した資料を取りまとめ、原子力施設保安委員会へ付議し、審議及び承認を得る。</p> <p>また、本申請の提出手続を主管する組織の長は、原子力施設保安委員会の審議及び承認を得た本申請に関する申請書について、原子力規制委員会へ提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p>	<p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性評価を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じて修正する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="981 199 1209 606">原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</th> <th data-bbox="981 606 1209 989">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="981 989 1209 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="981 199 1209 606"> <p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p> </td> <td data-bbox="981 606 1209 989"> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> </td> <td data-bbox="981 989 1209 1447"> <p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する組織の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発」による情報）の明確化に与えられた要求事項に対する適合性を確保した上で、要求事項を満たしていることを検証し、組織の責任を指す。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 199 1411 606"> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p> </td> <td data-bbox="1209 606 1411 989"> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」と）を行う。</p> </td> <td data-bbox="1209 989 1411 1447"> <p>(3) 申請書の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを知り、本申請に必要な変更事項を取りまとめる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認</p> <p>設計を主管する箇所の長は、作した資料を取りまとめ、原子力施設保安委員会へ付議し、審議及び承認を得る。</p> <p>また、本申請の提出手続を主管する組織の長は、原子力施設保安委員会の審議及び承認を得た本申請に関する申請書について、原子力規制委員会へ提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1411 199 1612 606"> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1411 606 1612 989"> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性評価を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> </td> <td data-bbox="1411 989 1612 1447"> <p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じて修正する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1612 199 1814 606"> <p>(調達プロセス)</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は業務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じ、調達物品等の供給者及び調達物品等：適用する管理の方法及び制度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> </td> <td data-bbox="1612 606 1814 989"> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は業務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じ、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び制度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び制度を定める。</p> </td> <td data-bbox="1612 989 1814 1447"> <p>3.4 本申請における調達管理の方法</p> <p>3.4.1 調達プロセス</p> <p>3.4.1.1 調達プロセス</p> <p>3.4.1.2 調達プロセス</p> <p>3.4.1.3 調達プロセス</p> <p>3.4.1.4 調達プロセス</p> <p>3.4.1.5 調達プロセス</p> <p>3.4.1.6 調達プロセス</p> <p>3.4.1.7 調達プロセス</p> <p>3.4.1.8 調達プロセス</p> <p>3.4.1.9 調達プロセス</p> <p>3.4.1.10 調達プロセス</p> <p>3.4.1.11 調達プロセス</p> <p>3.4.1.12 調達プロセス</p> <p>3.4.1.13 調達プロセス</p> <p>3.4.1.14 調達プロセス</p> <p>3.4.1.15 調達プロセス</p> <p>3.4.1.16 調達プロセス</p> <p>3.4.1.17 調達プロセス</p> <p>3.4.1.18 調達プロセス</p> <p>3.4.1.19 調達プロセス</p> <p>3.4.1.20 調達プロセス</p> <p>3.4.1.21 調達プロセス</p> <p>3.4.1.22 調達プロセス</p> <p>3.4.1.23 調達プロセス</p> <p>3.4.1.24 調達プロセス</p> <p>3.4.1.25 調達プロセス</p> <p>3.4.1.26 調達プロセス</p> <p>3.4.1.27 調達プロセス</p> <p>3.4.1.28 調達プロセス</p> <p>3.4.1.29 調達プロセス</p> <p>3.4.1.30 調達プロセス</p> <p>3.4.1.31 調達プロセス</p> <p>3.4.1.32 調達プロセス</p> <p>3.4.1.33 調達プロセス</p> <p>3.4.1.34 調達プロセス</p> <p>3.4.1.35 調達プロセス</p> <p>3.4.1.36 調達プロセス</p> <p>3.4.1.37 調達プロセス</p> <p>3.4.1.38 調達プロセス</p> <p>3.4.1.39 調達プロセス</p> <p>3.4.1.40 調達プロセス</p> <p>3.4.1.41 調達プロセス</p> <p>3.4.1.42 調達プロセス</p> <p>3.4.1.43 調達プロセス</p> <p>3.4.1.44 調達プロセス</p> <p>3.4.1.45 調達プロセス</p> <p>3.4.1.46 調達プロセス</p> <p>3.4.1.47 調達プロセス</p> <p>3.4.1.48 調達プロセス</p> <p>3.4.1.49 調達プロセス</p> <p>3.4.1.50 調達プロセス</p> <p>3.4.1.51 調達プロセス</p> <p>3.4.1.52 調達プロセス</p> <p>3.4.1.53 調達プロセス</p> <p>3.4.1.54 調達プロセス</p> <p>3.4.1.55 調達プロセス</p> <p>3.4.1.56 調達プロセス</p> <p>3.4.1.57 調達プロセス</p> <p>3.4.1.58 調達プロセス</p> <p>3.4.1.59 調達プロセス</p> <p>3.4.1.60 調達プロセス</p> <p>3.4.1.61 調達プロセス</p> <p>3.4.1.62 調達プロセス</p> <p>3.4.1.63 調達プロセス</p> <p>3.4.1.64 調達プロセス</p> <p>3.4.1.65 調達プロセス</p> <p>3.4.1.66 調達プロセス</p> <p>3.4.1.67 調達プロセス</p> <p>3.4.1.68 調達プロセス</p> <p>3.4.1.69 調達プロセス</p> <p>3.4.1.70 調達プロセス</p> <p>3.4.1.71 調達プロセス</p> <p>3.4.1.72 調達プロセス</p> <p>3.4.1.73 調達プロセス</p> <p>3.4.1.74 調達プロセス</p> <p>3.4.1.75 調達プロセス</p> <p>3.4.1.76 調達プロセス</p> <p>3.4.1.77 調達プロセス</p> <p>3.4.1.78 調達プロセス</p> <p>3.4.1.79 調達プロセス</p> <p>3.4.1.80 調達プロセス</p> <p>3.4.1.81 調達プロセス</p> <p>3.4.1.82 調達プロセス</p> <p>3.4.1.83 調達プロセス</p> <p>3.4.1.84 調達プロセス</p> <p>3.4.1.85 調達プロセス</p> <p>3.4.1.86 調達プロセス</p> <p>3.4.1.87 調達プロセス</p> <p>3.4.1.88 調達プロセス</p> <p>3.4.1.89 調達プロセス</p> <p>3.4.1.90 調達プロセス</p> <p>3.4.1.91 調達プロセス</p> <p>3.4.1.92 調達プロセス</p> <p>3.4.1.93 調達プロセス</p> <p>3.4.1.94 調達プロセス</p> <p>3.4.1.95 調達プロセス</p> <p>3.4.1.96 調達プロセス</p> <p>3.4.1.97 調達プロセス</p> <p>3.4.1.98 調達プロセス</p> <p>3.4.1.99 調達プロセス</p> <p>3.4.1.100 調達プロセス</p> </td> </tr> </tbody> </table>	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p>	<p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する組織の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発」による情報）の明確化に与えられた要求事項に対する適合性を確保した上で、要求事項を満たしていることを検証し、組織の責任を指す。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」と）を行う。</p>	<p>(3) 申請書の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを知り、本申請に必要な変更事項を取りまとめる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認</p> <p>設計を主管する箇所の長は、作した資料を取りまとめ、原子力施設保安委員会へ付議し、審議及び承認を得る。</p> <p>また、本申請の提出手続を主管する組織の長は、原子力施設保安委員会の審議及び承認を得た本申請に関する申請書について、原子力規制委員会へ提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p>	<p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性評価を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じて修正する。</p>	<p>(調達プロセス)</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は業務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じ、調達物品等の供給者及び調達物品等：適用する管理の方法及び制度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は業務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じ、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び制度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び制度を定める。</p>	<p>3.4 本申請における調達管理の方法</p> <p>3.4.1 調達プロセス</p> <p>3.4.1.1 調達プロセス</p> <p>3.4.1.2 調達プロセス</p> <p>3.4.1.3 調達プロセス</p> <p>3.4.1.4 調達プロセス</p> <p>3.4.1.5 調達プロセス</p> <p>3.4.1.6 調達プロセス</p> <p>3.4.1.7 調達プロセス</p> <p>3.4.1.8 調達プロセス</p> <p>3.4.1.9 調達プロセス</p> <p>3.4.1.10 調達プロセス</p> <p>3.4.1.11 調達プロセス</p> <p>3.4.1.12 調達プロセス</p> <p>3.4.1.13 調達プロセス</p> <p>3.4.1.14 調達プロセス</p> <p>3.4.1.15 調達プロセス</p> <p>3.4.1.16 調達プロセス</p> <p>3.4.1.17 調達プロセス</p> <p>3.4.1.18 調達プロセス</p> <p>3.4.1.19 調達プロセス</p> <p>3.4.1.20 調達プロセス</p> <p>3.4.1.21 調達プロセス</p> <p>3.4.1.22 調達プロセス</p> <p>3.4.1.23 調達プロセス</p> <p>3.4.1.24 調達プロセス</p> <p>3.4.1.25 調達プロセス</p> <p>3.4.1.26 調達プロセス</p> <p>3.4.1.27 調達プロセス</p> <p>3.4.1.28 調達プロセス</p> <p>3.4.1.29 調達プロセス</p> <p>3.4.1.30 調達プロセス</p> <p>3.4.1.31 調達プロセス</p> <p>3.4.1.32 調達プロセス</p> <p>3.4.1.33 調達プロセス</p> <p>3.4.1.34 調達プロセス</p> <p>3.4.1.35 調達プロセス</p> <p>3.4.1.36 調達プロセス</p> <p>3.4.1.37 調達プロセス</p> <p>3.4.1.38 調達プロセス</p> <p>3.4.1.39 調達プロセス</p> <p>3.4.1.40 調達プロセス</p> <p>3.4.1.41 調達プロセス</p> <p>3.4.1.42 調達プロセス</p> <p>3.4.1.43 調達プロセス</p> <p>3.4.1.44 調達プロセス</p> <p>3.4.1.45 調達プロセス</p> <p>3.4.1.46 調達プロセス</p> <p>3.4.1.47 調達プロセス</p> <p>3.4.1.48 調達プロセス</p> <p>3.4.1.49 調達プロセス</p> <p>3.4.1.50 調達プロセス</p> <p>3.4.1.51 調達プロセス</p> <p>3.4.1.52 調達プロセス</p> <p>3.4.1.53 調達プロセス</p> <p>3.4.1.54 調達プロセス</p> <p>3.4.1.55 調達プロセス</p> <p>3.4.1.56 調達プロセス</p> <p>3.4.1.57 調達プロセス</p> <p>3.4.1.58 調達プロセス</p> <p>3.4.1.59 調達プロセス</p> <p>3.4.1.60 調達プロセス</p> <p>3.4.1.61 調達プロセス</p> <p>3.4.1.62 調達プロセス</p> <p>3.4.1.63 調達プロセス</p> <p>3.4.1.64 調達プロセス</p> <p>3.4.1.65 調達プロセス</p> <p>3.4.1.66 調達プロセス</p> <p>3.4.1.67 調達プロセス</p> <p>3.4.1.68 調達プロセス</p> <p>3.4.1.69 調達プロセス</p> <p>3.4.1.70 調達プロセス</p> <p>3.4.1.71 調達プロセス</p> <p>3.4.1.72 調達プロセス</p> <p>3.4.1.73 調達プロセス</p> <p>3.4.1.74 調達プロセス</p> <p>3.4.1.75 調達プロセス</p> <p>3.4.1.76 調達プロセス</p> <p>3.4.1.77 調達プロセス</p> <p>3.4.1.78 調達プロセス</p> <p>3.4.1.79 調達プロセス</p> <p>3.4.1.80 調達プロセス</p> <p>3.4.1.81 調達プロセス</p> <p>3.4.1.82 調達プロセス</p> <p>3.4.1.83 調達プロセス</p> <p>3.4.1.84 調達プロセス</p> <p>3.4.1.85 調達プロセス</p> <p>3.4.1.86 調達プロセス</p> <p>3.4.1.87 調達プロセス</p> <p>3.4.1.88 調達プロセス</p> <p>3.4.1.89 調達プロセス</p> <p>3.4.1.90 調達プロセス</p> <p>3.4.1.91 調達プロセス</p> <p>3.4.1.92 調達プロセス</p> <p>3.4.1.93 調達プロセス</p> <p>3.4.1.94 調達プロセス</p> <p>3.4.1.95 調達プロセス</p> <p>3.4.1.96 調達プロセス</p> <p>3.4.1.97 調達プロセス</p> <p>3.4.1.98 調達プロセス</p> <p>3.4.1.99 調達プロセス</p> <p>3.4.1.100 調達プロセス</p>	<p>※本記載のとおり調達プロセス</p> <p>・記載表現の相違    ・記載方針の相違    ・活動状況の相違</p>
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																																	
<p>いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しななければならない。</p>	<p>次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>明確にする。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																																	
<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果に係る要求事項に適合すること。</p> <p>二 関連機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供すること。</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発の結果に係る要求事項に適合すること。</p> <p>b. 関連機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>3. 3. 2 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 申請書作成のための設計</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。</p> <p>また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調査による解析」及び「三訂正による自社解析」について、個別に管理事項を表明し品質を確保する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																																	
<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p>	<p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「3. 3. 2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3. 3. 1 設計開発」による情報）の明確化に与えられた要求事項に対する適合性を確保した上で、要求事項を満たしていることを検証し、組織の責任を指す。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																																	
<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」と）を行う。</p>	<p>(3) 申請書の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを知り、本申請に必要な変更事項を取りまとめる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認</p> <p>設計を主管する箇所の長は、作した資料を取りまとめ、原子力施設保安委員会へ付議し、審議及び承認を得る。</p> <p>また、本申請の提出手続を主管する組織の長は、原子力施設保安委員会の審議及び承認を得た本申請に関する申請書について、原子力規制委員会へ提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																																	
<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p>	<p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性評価を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じて修正する。</p>																																	
原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一																																	
<p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p>	<p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する組織の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発」による情報）の明確化に与えられた要求事項に対する適合性を確保した上で、要求事項を満たしていることを検証し、組織の責任を指す。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																																	
<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」と）を行う。</p>	<p>(3) 申請書の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを知り、本申請に必要な変更事項を取りまとめる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認</p> <p>設計を主管する箇所の長は、作した資料を取りまとめ、原子力施設保安委員会へ付議し、審議及び承認を得る。</p> <p>また、本申請の提出手続を主管する組織の長は、原子力施設保安委員会の審議及び承認を得た本申請に関する申請書について、原子力規制委員会へ提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																																	
<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p>	<p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性評価を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じて修正する。</p>																																	
<p>(調達プロセス)</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は業務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じ、調達物品等の供給者及び調達物品等：適用する管理の方法及び制度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は業務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じ、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び制度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び制度を定める。</p>	<p>3.4 本申請における調達管理の方法</p> <p>3.4.1 調達プロセス</p> <p>3.4.1.1 調達プロセス</p> <p>3.4.1.2 調達プロセス</p> <p>3.4.1.3 調達プロセス</p> <p>3.4.1.4 調達プロセス</p> <p>3.4.1.5 調達プロセス</p> <p>3.4.1.6 調達プロセス</p> <p>3.4.1.7 調達プロセス</p> <p>3.4.1.8 調達プロセス</p> <p>3.4.1.9 調達プロセス</p> <p>3.4.1.10 調達プロセス</p> <p>3.4.1.11 調達プロセス</p> <p>3.4.1.12 調達プロセス</p> <p>3.4.1.13 調達プロセス</p> <p>3.4.1.14 調達プロセス</p> <p>3.4.1.15 調達プロセス</p> <p>3.4.1.16 調達プロセス</p> <p>3.4.1.17 調達プロセス</p> <p>3.4.1.18 調達プロセス</p> <p>3.4.1.19 調達プロセス</p> <p>3.4.1.20 調達プロセス</p> <p>3.4.1.21 調達プロセス</p> <p>3.4.1.22 調達プロセス</p> <p>3.4.1.23 調達プロセス</p> <p>3.4.1.24 調達プロセス</p> <p>3.4.1.25 調達プロセス</p> <p>3.4.1.26 調達プロセス</p> <p>3.4.1.27 調達プロセス</p> <p>3.4.1.28 調達プロセス</p> <p>3.4.1.29 調達プロセス</p> <p>3.4.1.30 調達プロセス</p> <p>3.4.1.31 調達プロセス</p> <p>3.4.1.32 調達プロセス</p> <p>3.4.1.33 調達プロセス</p> <p>3.4.1.34 調達プロセス</p> <p>3.4.1.35 調達プロセス</p> <p>3.4.1.36 調達プロセス</p> <p>3.4.1.37 調達プロセス</p> <p>3.4.1.38 調達プロセス</p> <p>3.4.1.39 調達プロセス</p> <p>3.4.1.40 調達プロセス</p> <p>3.4.1.41 調達プロセス</p> <p>3.4.1.42 調達プロセス</p> <p>3.4.1.43 調達プロセス</p> <p>3.4.1.44 調達プロセス</p> <p>3.4.1.45 調達プロセス</p> <p>3.4.1.46 調達プロセス</p> <p>3.4.1.47 調達プロセス</p> <p>3.4.1.48 調達プロセス</p> <p>3.4.1.49 調達プロセス</p> <p>3.4.1.50 調達プロセス</p> <p>3.4.1.51 調達プロセス</p> <p>3.4.1.52 調達プロセス</p> <p>3.4.1.53 調達プロセス</p> <p>3.4.1.54 調達プロセス</p> <p>3.4.1.55 調達プロセス</p> <p>3.4.1.56 調達プロセス</p> <p>3.4.1.57 調達プロセス</p> <p>3.4.1.58 調達プロセス</p> <p>3.4.1.59 調達プロセス</p> <p>3.4.1.60 調達プロセス</p> <p>3.4.1.61 調達プロセス</p> <p>3.4.1.62 調達プロセス</p> <p>3.4.1.63 調達プロセス</p> <p>3.4.1.64 調達プロセス</p> <p>3.4.1.65 調達プロセス</p> <p>3.4.1.66 調達プロセス</p> <p>3.4.1.67 調達プロセス</p> <p>3.4.1.68 調達プロセス</p> <p>3.4.1.69 調達プロセス</p> <p>3.4.1.70 調達プロセス</p> <p>3.4.1.71 調達プロセス</p> <p>3.4.1.72 調達プロセス</p> <p>3.4.1.73 調達プロセス</p> <p>3.4.1.74 調達プロセス</p> <p>3.4.1.75 調達プロセス</p> <p>3.4.1.76 調達プロセス</p> <p>3.4.1.77 調達プロセス</p> <p>3.4.1.78 調達プロセス</p> <p>3.4.1.79 調達プロセス</p> <p>3.4.1.80 調達プロセス</p> <p>3.4.1.81 調達プロセス</p> <p>3.4.1.82 調達プロセス</p> <p>3.4.1.83 調達プロセス</p> <p>3.4.1.84 調達プロセス</p> <p>3.4.1.85 調達プロセス</p> <p>3.4.1.86 調達プロセス</p> <p>3.4.1.87 調達プロセス</p> <p>3.4.1.88 調達プロセス</p> <p>3.4.1.89 調達プロセス</p> <p>3.4.1.90 調達プロセス</p> <p>3.4.1.91 調達プロセス</p> <p>3.4.1.92 調達プロセス</p> <p>3.4.1.93 調達プロセス</p> <p>3.4.1.94 調達プロセス</p> <p>3.4.1.95 調達プロセス</p> <p>3.4.1.96 調達プロセス</p> <p>3.4.1.97 調達プロセス</p> <p>3.4.1.98 調達プロセス</p> <p>3.4.1.99 調達プロセス</p> <p>3.4.1.100 調達プロセス</p>																																	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 183 280 622">品質規則</th> <th data-bbox="73 622 280 1005">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="73 1005 280 1445">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 183 280 622"> <p>架レビュー」という）を実施する。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>二 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>（設計開発の結果に係る情報）</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>二 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに連わらに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="73 622 280 1005"> <p>いう）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに連わらに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発の結果に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b. 設計開発の結果に係る個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="73 1005 280 1445"> <p>設置許可添付書類十一</p> <p>3. 4. 1 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する組織の長へ供給者の選定を依頼する。</p> <p>また、契約を主管する組織の長は、「3. 4. 1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。</p> <p>供給者に対しては品質保証計画書提出させ審査する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3. 4. 1. 3 調達管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 仕様の作成</p> <p>調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づき調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。〔3. 4. 3(2) 調達した役務の検証〕参照</p> <p>(2) 調達した役務の検証</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確認するために調達した役務の検証を行う。</p> <p>供給者で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様が検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3. 4. 1. 4 供給者に対する品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>架レビュー」という）を実施する。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>二 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>（設計開発の結果に係る情報）</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>二 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに連わらに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>いう）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに連わらに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発の結果に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b. 設計開発の結果に係る個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>設置許可添付書類十一</p> <p>3. 4. 1 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する組織の長へ供給者の選定を依頼する。</p> <p>また、契約を主管する組織の長は、「3. 4. 1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。</p> <p>供給者に対しては品質保証計画書提出させ審査する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3. 4. 1. 3 調達管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 仕様の作成</p> <p>調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づき調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。〔3. 4. 3(2) 調達した役務の検証〕参照</p> <p>(2) 調達した役務の検証</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確認するために調達した役務の検証を行う。</p> <p>供給者で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様が検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3. 4. 1. 4 供給者に対する品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="981 183 1288 622">原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備</th> <th data-bbox="981 622 1288 1005">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="981 1005 1288 1445">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="981 183 1288 622"> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に照し、調達物品等を提供する能力を把握として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>（調達物品等要求事項）</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含まなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び仕様に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の要員の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>二 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者に対して使用する他の個別業務等要求事項の他の個別業務等要求事項の品質マネジメントシステムに係る要求事項のうち、次に掲げる事項を含まなければならない。</p> <p>四 原子力事業者等は、調達物品等要求事項の場合に、調達物品等の供給者に對し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書提出させなければならない。</p> <p>（調達物品等の検証）</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているに、次に掲げる方法を用いて、実施しなければならない。</p> <p>二 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、これは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の状況について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら選定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> </td> <td data-bbox="981 622 1288 1005"> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項にしたがひ、調達物品等を提供する能力を把握として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができようようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす設計に及ぼす影響の評価）を評価する。</p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができようようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす設計に及ぼす影響の評価）を評価する。</p> </td> <td data-bbox="981 1005 1288 1445"> <p>3. 4. 1 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する組織の長へ供給者の選定を依頼する。</p> <p>また、契約を主管する組織の長は、「3. 4. 1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。</p> <p>供給者に対しては品質保証計画書提出させ審査する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3. 4. 1. 3 調達管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 仕様の作成</p> <p>調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づき調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。〔3. 4. 3(2) 調達した役務の検証〕参照</p> <p>(2) 調達した役務の検証</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確認するために調達した役務の検証を行う。</p> <p>供給者で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様が検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3. 4. 1. 4 供給者に対する品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に照し、調達物品等を提供する能力を把握として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>（調達物品等要求事項）</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含まなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び仕様に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の要員の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>二 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者に対して使用する他の個別業務等要求事項の他の個別業務等要求事項の品質マネジメントシステムに係る要求事項のうち、次に掲げる事項を含まなければならない。</p> <p>四 原子力事業者等は、調達物品等要求事項の場合に、調達物品等の供給者に對し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書提出させなければならない。</p> <p>（調達物品等の検証）</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているに、次に掲げる方法を用いて、実施しなければならない。</p> <p>二 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、これは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の状況について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら選定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p>	<p>(3) 組織は、調達物品等要求事項にしたがひ、調達物品等を提供する能力を把握として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができようようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす設計に及ぼす影響の評価）を評価する。</p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができようようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす設計に及ぼす影響の評価）を評価する。</p>	<p>3. 4. 1 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する組織の長へ供給者の選定を依頼する。</p> <p>また、契約を主管する組織の長は、「3. 4. 1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。</p> <p>供給者に対しては品質保証計画書提出させ審査する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3. 4. 1. 3 調達管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 仕様の作成</p> <p>調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づき調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。〔3. 4. 3(2) 調達した役務の検証〕参照</p> <p>(2) 調達した役務の検証</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確認するために調達した役務の検証を行う。</p> <p>供給者で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様が検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3. 4. 1. 4 供給者に対する品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。</p>	<p>・記載表現の相違    ・活動状況の相違</p>
品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>架レビュー」という）を実施する。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>二 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>（設計開発の結果に係る情報）</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>二 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに連わらに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>いう）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに連わらに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発の結果に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b. 設計開発の結果に係る個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>設置許可添付書類十一</p> <p>3. 4. 1 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する組織の長へ供給者の選定を依頼する。</p> <p>また、契約を主管する組織の長は、「3. 4. 1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。</p> <p>供給者に対しては品質保証計画書提出させ審査する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3. 4. 1. 3 調達管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 仕様の作成</p> <p>調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づき調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。〔3. 4. 3(2) 調達した役務の検証〕参照</p> <p>(2) 調達した役務の検証</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確認するために調達した役務の検証を行う。</p> <p>供給者で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様が検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3. 4. 1. 4 供給者に対する品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。</p>												
原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に照し、調達物品等を提供する能力を把握として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>（調達物品等要求事項）</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含まなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び仕様に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の要員の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>二 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者に対して使用する他の個別業務等要求事項の他の個別業務等要求事項の品質マネジメントシステムに係る要求事項のうち、次に掲げる事項を含まなければならない。</p> <p>四 原子力事業者等は、調達物品等要求事項の場合に、調達物品等の供給者に對し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書提出させなければならない。</p> <p>（調達物品等の検証）</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているに、次に掲げる方法を用いて、実施しなければならない。</p> <p>二 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、これは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の状況について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら選定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p>	<p>(3) 組織は、調達物品等要求事項にしたがひ、調達物品等を提供する能力を把握として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができようようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす設計に及ぼす影響の評価）を評価する。</p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができようようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす設計に及ぼす影響の評価）を評価する。</p>	<p>3. 4. 1 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する組織の長へ供給者の選定を依頼する。</p> <p>また、契約を主管する組織の長は、「3. 4. 1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。</p> <p>供給者に対しては品質保証計画書提出させ審査する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3. 4. 1. 3 調達管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 仕様の作成</p> <p>調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づき調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。〔3. 4. 3(2) 調達した役務の検証〕参照</p> <p>(2) 調達した役務の検証</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確認するために調達した役務の検証を行う。</p> <p>供給者で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様が検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3. 4. 1. 4 供給者に対する品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。</p>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

<p>島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）</p>	<p>女川原子力発電所2号炉 有毒ガス</p>	<p>差異理由</p>												
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="145 199 436 598">品管規則</th> <th data-bbox="436 199 795 598">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="795 199 981 598">設置許可添付書類十一</th> </tr> <tr> <td data-bbox="145 598 436 1447"> <p>影響の評価を含む。）を行わなければならない。            4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき集積した措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="436 598 795 1447"> <p>影響の評価を含む。）を行う。            (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき集積した措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> </td> <td data-bbox="795 598 981 1447"> <p>3. 3. 4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の体制設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律)に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p> </td> </tr> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>影響の評価を含む。）を行わなければならない。            4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき集積した措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>影響の評価を含む。）を行う。            (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき集積した措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>3. 3. 4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の体制設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律)に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1041 199 1332 598">品管規則</th> <th data-bbox="1332 199 1624 598">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="1624 199 1890 598">設置許可添付書類十一</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 598 1332 1447"> <p>影響の評価を含む。）を行わなければならない。            4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき集積した措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1332 598 1624 1447"> <p>影響の評価を含む。）を行う。            (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき集積した措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> </td> <td data-bbox="1624 598 1890 1447"> <p>3. 3. 4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の体制設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律)に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p> </td> </tr> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>影響の評価を含む。）を行わなければならない。            4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき集積した措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>影響の評価を含む。）を行う。            (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき集積した措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>3. 3. 4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の体制設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律)に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p>	<p>・記載表現の相違</p>
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>影響の評価を含む。）を行わなければならない。            4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき集積した措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>影響の評価を含む。）を行う。            (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき集積した措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>3. 3. 4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の体制設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律)に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p>												
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>影響の評価を含む。）を行わなければならない。            4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき集積した措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>影響の評価を含む。）を行う。            (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき集積した措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>3. 3. 4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の体制設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律)に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p>												



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 199 302 622">品等規則</th> <th data-bbox="73 622 302 1005">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="73 1005 302 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 199 302 622"> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要必要な事項</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>二 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要綱及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> <p>(調達プロセス)</p> <p>第三十七条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>(文書の管理)</p> <p>第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>(記録の管理)</p> <p>第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を検証する記録を明確にすることができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>第九 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用されることのないよう、当該機器等又は個別業務等要求事項を特定し、これを管理する。</p> </td> <td data-bbox="73 622 302 1005"> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要必要な事項</p> <p>(7) 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要綱及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの有効性を検証する記録を明確にすることができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>8. 3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項を特定し、これを管理する。</p> </td> <td data-bbox="73 1005 302 1447"> <p>(2) 調達した役務の検証</p> <p>調達を主導する部門の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検証の実施を行う。</p> <p>供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要綱及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3. 4. 4 社外監査</p> <p>供給者に対する監査を主導する部門の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>3. 5 本申請における文書の管理及び記録の管理</p> <p>本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>3. 6 本申請における不適合管理</p> <p>本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品等規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要必要な事項</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>二 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要綱及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> <p>(調達プロセス)</p> <p>第三十七条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>(文書の管理)</p> <p>第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>(記録の管理)</p> <p>第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を検証する記録を明確にすることができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>第九 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用されることのないよう、当該機器等又は個別業務等要求事項を特定し、これを管理する。</p>	<p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要必要な事項</p> <p>(7) 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要綱及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの有効性を検証する記録を明確にすることができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>8. 3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項を特定し、これを管理する。</p>	<p>(2) 調達した役務の検証</p> <p>調達を主導する部門の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検証の実施を行う。</p> <p>供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要綱及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3. 4. 4 社外監査</p> <p>供給者に対する監査を主導する部門の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>3. 5 本申請における文書の管理及び記録の管理</p> <p>本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>3. 6 本申請における不適合管理</p> <p>本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="981 199 1153 622">品等規則</th> <th data-bbox="981 622 1153 1005">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="981 1005 1153 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="981 199 1153 622"> <p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p> <p>象となつている設計開発段階に開示する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家等参加させなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき書き留めた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発計画)</p> <p>第二十八 条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発計画)</p> <p>第二十九 条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発において用いるべき情報であつて、次に掲げるものものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 信頼性の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適し得るもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>二 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認し、承認された後に行なければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第一九 条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いる情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>原子力事業者等は、設計開発の目的の類似のプロセスに基づき当該設計開発の結果に係る情報を検証しなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること</p> <p>二 適合性検証を含むものであること</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十 条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一号一の検証をさせなければならない。</p> </td> <td data-bbox="981 622 1153 1005"> <p>設計許可本文十一号</p> <p>設計開発に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家等参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき書き留めた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発において用いるべき情報であつて、次に掲げるものものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 信頼性の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適し得るもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> </td> <td data-bbox="981 1005 1153 1447"> <p>設計許可添付書類十一</p> <p>4.3 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計における技術基準等規定等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備の長は、設計に必要不可欠な要求事項を明確にする。</p> <p>4.3.2 各条の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</p> <p>その後の設計を主導する組織の長は、各条の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主導する組織の長は、適合性確認対象設備の技術基準等規定への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(設計2)</p> <p>設計を主導する組織の長は、適合性確認対象設備の適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要となる設計の検証に、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主導する組織の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化）及び「4.3.2 各条の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」(参照) で与えられた要求事項に適合していることを確認し、必要事項を満たしていることの検証を、原設計者に対して実施させる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品等規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p> <p>象となつている設計開発段階に開示する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家等参加させなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき書き留めた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発計画)</p> <p>第二十八 条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発計画)</p> <p>第二十九 条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発において用いるべき情報であつて、次に掲げるものものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 信頼性の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適し得るもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>二 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認し、承認された後に行なければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第一九 条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いる情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>原子力事業者等は、設計開発の目的の類似のプロセスに基づき当該設計開発の結果に係る情報を検証しなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること</p> <p>二 適合性検証を含むものであること</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十 条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一号一の検証をさせなければならない。</p>	<p>設計許可本文十一号</p> <p>設計開発に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家等参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき書き留めた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発において用いるべき情報であつて、次に掲げるものものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 信頼性の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適し得るもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>設計許可添付書類十一</p> <p>4.3 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計における技術基準等規定等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備の長は、設計に必要不可欠な要求事項を明確にする。</p> <p>4.3.2 各条の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</p> <p>その後の設計を主導する組織の長は、各条の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主導する組織の長は、適合性確認対象設備の技術基準等規定への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(設計2)</p> <p>設計を主導する組織の長は、適合性確認対象設備の適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要となる設計の検証に、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主導する組織の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化）及び「4.3.2 各条の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」(参照) で与えられた要求事項に適合していることを確認し、必要事項を満たしていることの検証を、原設計者に対して実施させる。</p>	<p>・記載表現の相違</p>
品等規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要必要な事項</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>二 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要綱及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> <p>(調達プロセス)</p> <p>第三十七条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>(文書の管理)</p> <p>第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>(記録の管理)</p> <p>第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を検証する記録を明確にすることができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>第九 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用されることのないよう、当該機器等又は個別業務等要求事項を特定し、これを管理する。</p>	<p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要必要な事項</p> <p>(7) 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要綱及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの有効性を検証する記録を明確にすることができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>8. 3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等要求事項を特定し、これを管理する。</p>	<p>(2) 調達した役務の検証</p> <p>調達を主導する部門の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検証の実施を行う。</p> <p>供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要綱及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3. 4. 4 社外監査</p> <p>供給者に対する監査を主導する部門の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>3. 5 本申請における文書の管理及び記録の管理</p> <p>本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>3. 6 本申請における不適合管理</p> <p>本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。</p>												
品等規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p> <p>象となつている設計開発段階に開示する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家等参加させなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき書き留めた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発計画)</p> <p>第二十八 条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>(設計開発計画)</p> <p>第二十九 条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発において用いるべき情報であつて、次に掲げるものものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>二 信頼性の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適し得るもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>二 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認し、承認された後に行なければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第一九 条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いる情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>原子力事業者等は、設計開発の目的の類似のプロセスに基づき当該設計開発の結果に係る情報を検証しなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること</p> <p>二 適合性検証を含むものであること</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十 条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>三 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一号一の検証をさせなければならない。</p>	<p>設計許可本文十一号</p> <p>設計開発に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家等参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき書き留めた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発において用いるべき情報であつて、次に掲げるものものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 信頼性の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適し得るもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>設計許可添付書類十一</p> <p>4.3 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計における技術基準等規定等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備の長は、設計に必要不可欠な要求事項を明確にする。</p> <p>4.3.2 各条の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</p> <p>その後の設計を主導する組織の長は、各条の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主導する組織の長は、適合性確認対象設備の技術基準等規定への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(設計2)</p> <p>設計を主導する組織の長は、適合性確認対象設備の適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要となる設計の検証に、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主導する組織の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化）及び「4.3.2 各条の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」(参照) で与えられた要求事項に適合していることを確認し、必要事項を満たしていることの検証を、原設計者に対して実施させる。</p>												



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品質規則</th> <th>設置許可本文十一号</th> <th>設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(責任及び権限)</p> <p>第十四条 検査責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門互いの業務の手順を定め、部門及び要員の責任及び権限並びに部門互いの業務の手法を定め、関係する人員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</p> <p>第十五条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第十四条 品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>1. 品質マネジメントシステムに定める要求事項</p> <p>2. 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発レビューを実施し、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>31条 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性については、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>32条 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る部門長を参加させなければならない。</p> <p>(設計開発計画)</p> <p>第二十七條 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する。この場合、次に掲げる事項を管理しなければならない。</p> <p>第二十八條 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる記録を作成し、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の原形に係る情報)</p> <p>第二十九條 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発</p> </td> <td> <p>5. 5. 1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門互いの業務の手法を定め、関係する人員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要性に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発レビューに、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性については、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>b. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性については、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る部門長を参加させる。</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する。この場合、次に掲げる事項を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発の結果に係る情報として、適切に管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の原形に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比</p> </td> <td> <p>4. 1 その他、工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む。）</p> <p>その後の工事等の活動は、第一圖に示す本組織及び発電組織に係る体制で実施する。</p> <p>4. 2 その他、設計、工事等の各段階とその審査</p> <p>設計又は工事を主導する部門の長は、設計又は工事を実施する際には、設計及び工事の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>また、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を実施する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含め実施する。</p> <p>4. 3 その他、設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計上の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4. 3. 1 適合性確認の計画</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計上の必要要求事項を明確にする。その後の設計を主導する部門の長は、設計上の必要要求事項を確認する。</p> <p>4. 3. 2 各実施の対応に必要となる確認対象設備の選定</p> <p>その後の設計を主導する部門の長は、各実施の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主導する部門の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(1) 基本設計の作成（設計1）</p> <p>設計を主導する部門の長は、技術基準規則等への適合性確認対象設備に</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p> <p>(品質管理に必要な体制の整備)</p> <p>第三十三條 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を適切に把握し、これを管理しなければならない。</p> <p>第三十四條 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たっては、あらかじめ、審査、承認及び妥当性確認を行い、変更を行わずに済まなければならない。</p> <p>第三十五條 原子力事業者等は、設計開発の変更が行われ、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行わなければならない。</p> </td> <td> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を適切に把握し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たっては、あらかじめ、審査、承認及び妥当性確認を行い、変更を行わずに済まなければならない。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更が行われ、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> </td> <td> <p>(5) 設計用申請書の作成</p> <p>設計を主導する部門の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設計上の必要要件等を取りまとめる。</p> <p>(6) 設計用申請書の承認</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計を主導する組織の長が作成した資料を取りまとめ、原子力施設保安委員会へ付議し、審査及び確認を得る。</p> <p>4.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計前後の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以前の設計結果を必要に応じて修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主導する部門の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「1.6 設計上の品質管理の方法」を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 設備の具体的な設計の実施（設計3）</p> <p>工事を主導する部門の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設計の結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主導する部門の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記された仕様及びプロセスと一致することを確認するため、使用前事業者検査に適合する組織の独立性を確保した受託機関のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>設計を主導する部門の長は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記された仕様及びプロセスの一致を確認すること、使用前事業者検査に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>(1) 適合性確認の独立性</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を主導する部門の長は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記された仕様及びプロセスと一致することを確認するため、使用前事業者検査に適合していることを確認する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理</p> <p>検査の取りまとめを主導する部門の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が実施に行われることを管理する。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>(責任及び権限)</p> <p>第十四条 検査責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門互いの業務の手順を定め、部門及び要員の責任及び権限並びに部門互いの業務の手法を定め、関係する人員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</p> <p>第十五条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第十四条 品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>1. 品質マネジメントシステムに定める要求事項</p> <p>2. 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発レビューを実施し、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>31条 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性については、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>32条 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る部門長を参加させなければならない。</p> <p>(設計開発計画)</p> <p>第二十七條 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する。この場合、次に掲げる事項を管理しなければならない。</p> <p>第二十八條 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる記録を作成し、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の原形に係る情報)</p> <p>第二十九條 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発</p>	<p>5. 5. 1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門互いの業務の手法を定め、関係する人員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要性に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発レビューに、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性については、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>b. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性については、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る部門長を参加させる。</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する。この場合、次に掲げる事項を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発の結果に係る情報として、適切に管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の原形に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比</p>	<p>4. 1 その他、工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む。）</p> <p>その後の工事等の活動は、第一圖に示す本組織及び発電組織に係る体制で実施する。</p> <p>4. 2 その他、設計、工事等の各段階とその審査</p> <p>設計又は工事を主導する部門の長は、設計又は工事を実施する際には、設計及び工事の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>また、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を実施する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含め実施する。</p> <p>4. 3 その他、設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計上の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4. 3. 1 適合性確認の計画</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計上の必要要求事項を明確にする。その後の設計を主導する部門の長は、設計上の必要要求事項を確認する。</p> <p>4. 3. 2 各実施の対応に必要となる確認対象設備の選定</p> <p>その後の設計を主導する部門の長は、各実施の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主導する部門の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(1) 基本設計の作成（設計1）</p> <p>設計を主導する部門の長は、技術基準規則等への適合性確認対象設備に</p>	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p> <p>(品質管理に必要な体制の整備)</p> <p>第三十三條 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を適切に把握し、これを管理しなければならない。</p> <p>第三十四條 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たっては、あらかじめ、審査、承認及び妥当性確認を行い、変更を行わずに済まなければならない。</p> <p>第三十五條 原子力事業者等は、設計開発の変更が行われ、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行わなければならない。</p>	<p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を適切に把握し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たっては、あらかじめ、審査、承認及び妥当性確認を行い、変更を行わずに済まなければならない。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更が行われ、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>(5) 設計用申請書の作成</p> <p>設計を主導する部門の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設計上の必要要件等を取りまとめる。</p> <p>(6) 設計用申請書の承認</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計を主導する組織の長が作成した資料を取りまとめ、原子力施設保安委員会へ付議し、審査及び確認を得る。</p> <p>4.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計前後の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以前の設計結果を必要に応じて修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主導する部門の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「1.6 設計上の品質管理の方法」を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 設備の具体的な設計の実施（設計3）</p> <p>工事を主導する部門の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設計の結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主導する部門の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記された仕様及びプロセスと一致することを確認するため、使用前事業者検査に適合する組織の独立性を確保した受託機関のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>設計を主導する部門の長は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記された仕様及びプロセスの一致を確認すること、使用前事業者検査に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>(1) 適合性確認の独立性</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を主導する部門の長は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記された仕様及びプロセスと一致することを確認するため、使用前事業者検査に適合していることを確認する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理</p> <p>検査の取りまとめを主導する部門の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が実施に行われることを管理する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違</li> </ul>
品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一										
<p>(責任及び権限)</p> <p>第十四条 検査責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門互いの業務の手順を定め、部門及び要員の責任及び権限並びに部門互いの業務の手法を定め、関係する人員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</p> <p>第十五条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第十四条 品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>1. 品質マネジメントシステムに定める要求事項</p> <p>2. 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発レビューを実施し、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>31条 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性については、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>32条 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る部門長を参加させなければならない。</p> <p>(設計開発計画)</p> <p>第二十七條 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する。この場合、次に掲げる事項を管理しなければならない。</p> <p>第二十八條 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる記録を作成し、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の原形に係る情報)</p> <p>第二十九條 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発</p>	<p>5. 5. 1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門互いの業務の手法を定め、関係する人員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要性に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発レビューに、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性については、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>b. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性については、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る部門長を参加させる。</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する。この場合、次に掲げる事項を管理する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発の結果に係る情報として、適切に管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の原形に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比</p>	<p>4. 1 その他、工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む。）</p> <p>その後の工事等の活動は、第一圖に示す本組織及び発電組織に係る体制で実施する。</p> <p>4. 2 その他、設計、工事等の各段階とその審査</p> <p>設計又は工事を主導する部門の長は、設計又は工事を実施する際には、設計及び工事の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>また、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を実施する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含め実施する。</p> <p>4. 3 その他、設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計上の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4. 3. 1 適合性確認の計画</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計上の必要要求事項を明確にする。その後の設計を主導する部門の長は、設計上の必要要求事項を確認する。</p> <p>4. 3. 2 各実施の対応に必要となる確認対象設備の選定</p> <p>その後の設計を主導する部門の長は、各実施の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主導する部門の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(1) 基本設計の作成（設計1）</p> <p>設計を主導する部門の長は、技術基準規則等への適合性確認対象設備に</p>										
<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</p> <p>(品質管理に必要な体制の整備)</p> <p>第三十三條 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を適切に把握し、これを管理しなければならない。</p> <p>第三十四條 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たっては、あらかじめ、審査、承認及び妥当性確認を行い、変更を行わずに済まなければならない。</p> <p>第三十五條 原子力事業者等は、設計開発の変更が行われ、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行わなければならない。</p>	<p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を適切に把握し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たっては、あらかじめ、審査、承認及び妥当性確認を行い、変更を行わずに済まなければならない。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更が行われ、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>(5) 設計用申請書の作成</p> <p>設計を主導する部門の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設計上の必要要件等を取りまとめる。</p> <p>(6) 設計用申請書の承認</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計を主導する組織の長が作成した資料を取りまとめ、原子力施設保安委員会へ付議し、審査及び確認を得る。</p> <p>4.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主導する部門の長は、設計前後の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以前の設計結果を必要に応じて修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主導する部門の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「1.6 設計上の品質管理の方法」を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 設備の具体的な設計の実施（設計3）</p> <p>工事を主導する部門の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設計の結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主導する部門の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記された仕様及びプロセスと一致することを確認するため、使用前事業者検査に適合する組織の独立性を確保した受託機関のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>設計を主導する部門の長は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記された仕様及びプロセスの一致を確認すること、使用前事業者検査に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>(1) 適合性確認の独立性</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を主導する部門の長は、適合性確認対象設備が、認可された設計に記された仕様及びプロセスと一致することを確認するため、使用前事業者検査に適合していることを確認する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理</p> <p>検査の取りまとめを主導する部門の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が実施に行われることを管理する。</p>										
		<ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違</li> </ul>										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

<p>島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）</p>	<p>女川原子力発電所2号炉 有毒ガス</p>	<p>差異理由</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 183 280 630">品質規則</th> <th data-bbox="73 630 280 1013">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="73 1013 280 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 183 280 630"> <p>に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に基づいて検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発レビューにおいて、設計開発計画に基づいて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>一 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="73 630 280 1013"> <p>して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>3 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に基づいて検証を実施する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせなければならない。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に基づいて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参照させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> </td> <td data-bbox="73 1013 280 1447"> <p>必要な要求事項に対する設計を履行し、実施するために、技術基準原則の本文ごとに各本文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にし、基本設計を作成する。</p> <p>(2) 適合性確認試験設備の各本文への適合性を確保するための設計(設計)設計を主管する箇所の長は、適合性確認試験設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所及び「手順書」による「自社標準」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット(「4. 3. 1 適合性確認試験設備」)のアウトプットに要求事項の明確化)及び「4. 3. 2 各適合性確認試験設備」に対する要求事項の明確化)を「4. 3. 2 各適合性確認試験設備」の適合性を確認した上で、要求事項を満たしていること、要求事項の適合性を確認した上で、要求事項を満たしていること、検証を、組織の責任に帰する。 なお、この検証は当該業務を直接実施した者以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設計申請書の作成 設計を主管する箇所の長は、その設計からのアウトプットを基に、設計期間に必要な書類等を取りまとめる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に基づいて検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発レビューにおいて、設計開発計画に基づいて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>一 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p>	<p>して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>3 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に基づいて検証を実施する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせなければならない。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に基づいて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参照させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p>	<p>必要な要求事項に対する設計を履行し、実施するために、技術基準原則の本文ごとに各本文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にし、基本設計を作成する。</p> <p>(2) 適合性確認試験設備の各本文への適合性を確保するための設計(設計)設計を主管する箇所の長は、適合性確認試験設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所及び「手順書」による「自社標準」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット(「4. 3. 1 適合性確認試験設備」)のアウトプットに要求事項の明確化)及び「4. 3. 2 各適合性確認試験設備」に対する要求事項の明確化)を「4. 3. 2 各適合性確認試験設備」の適合性を確認した上で、要求事項を満たしていること、要求事項の適合性を確認した上で、要求事項を満たしていること、検証を、組織の責任に帰する。 なお、この検証は当該業務を直接実施した者以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設計申請書の作成 設計を主管する箇所の長は、その設計からのアウトプットを基に、設計期間に必要な書類等を取りまとめる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="981 183 1310 630">原子力施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則</th> <th data-bbox="981 630 1310 1013">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="981 1013 1310 1447">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="981 183 1310 630"> <p>(調達プロセス)</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにななければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等であることを確認していることと承認すること。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者等と、管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者等と、調達物品等に係る能力を把握し、調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="981 630 1310 1013"> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようとする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要性に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定め、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等であることを確認していることと承認すること。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者等と、管理の方法及び程度を定め、能力を把握し、調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> </td> <td data-bbox="981 1013 1310 1447"> <p>4.5.4 雇用前事業者検査の実施 雇用前事業者検査は、検査要書を作成し、検査体制を確立して使用し、前事業者検査を実施する。</p> <p>4.6 設上認における調査管理の方法 4.6.1 組織の技術的評価 4.6.2 供給者の選定 4.6.3 調達物品の調査管理</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1310 183 1890 630"> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>五 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 調達物品等の検証</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等の調査方法を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の調査において、雇用前事業者検査等が調達物品等の供給者から出向の可否の決定に必要となる場合、あらかじめ当該事業者等の供給者からの出向の可否の決定について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1310 630 1890 1013"> <p>4.4.3 調達物品の調査管理 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全及び原子影響等及び供給者の信頼性を考慮し、以下の調査管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成 (2) 調達物品の管理 (3) 調達物品の検証</p> </td> <td data-bbox="1310 1013 1890 1447"> <p>4.4.3 調達物品の調査管理 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質マネジメント文書に基づき調達物品の調査管理を実施する。(4.6.3C) 調達物品の管理(参照)</p> <p>(2) 調達物品の管理 調達を主管する組織の長は、当社が仕様書で要求した部品が確実に納品されるよう調達物品が納入されるまでの間、製造に及び必要となる管理を実施する。</p> <p>(3) 調達物品の検証 調達を主管する組織の長は、調達物品が調査要求事項を満たしていることを確認するために、調達物品の調査を行う。 なお、供給者から出向の可否の決定に必要となる場合、あらかじめ当該事業者等の供給者からの出向の可否の決定について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	原子力施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>(調達プロセス)</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにななければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等であることを確認していることと承認すること。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者等と、管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者等と、調達物品等に係る能力を把握し、調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p>	<p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようとする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要性に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定め、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等であることを確認していることと承認すること。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者等と、管理の方法及び程度を定め、能力を把握し、調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p>	<p>4.5.4 雇用前事業者検査の実施 雇用前事業者検査は、検査要書を作成し、検査体制を確立して使用し、前事業者検査を実施する。</p> <p>4.6 設上認における調査管理の方法 4.6.1 組織の技術的評価 4.6.2 供給者の選定 4.6.3 調達物品の調査管理</p>	<p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>五 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 調達物品等の検証</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等の調査方法を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の調査において、雇用前事業者検査等が調達物品等の供給者から出向の可否の決定に必要となる場合、あらかじめ当該事業者等の供給者からの出向の可否の決定について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p>	<p>4.4.3 調達物品の調査管理 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全及び原子影響等及び供給者の信頼性を考慮し、以下の調査管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成 (2) 調達物品の管理 (3) 調達物品の検証</p>	<p>4.4.3 調達物品の調査管理 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質マネジメント文書に基づき調達物品の調査管理を実施する。(4.6.3C) 調達物品の管理(参照)</p> <p>(2) 調達物品の管理 調達を主管する組織の長は、当社が仕様書で要求した部品が確実に納品されるよう調達物品が納入されるまでの間、製造に及び必要となる管理を実施する。</p> <p>(3) 調達物品の検証 調達を主管する組織の長は、調達物品が調査要求事項を満たしていることを確認するために、調達物品の調査を行う。 なお、供給者から出向の可否の決定に必要となる場合、あらかじめ当該事業者等の供給者からの出向の可否の決定について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p>	<p>・記載表現の相違</p>
品質規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一															
<p>に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に基づいて検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発レビューにおいて、設計開発計画に基づいて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>一 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p>	<p>して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>3 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 適合判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に基づいて検証を実施する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせなければならない。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に基づいて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参照させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p>	<p>必要な要求事項に対する設計を履行し、実施するために、技術基準原則の本文ごとに各本文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にし、基本設計を作成する。</p> <p>(2) 適合性確認試験設備の各本文への適合性を確保するための設計(設計)設計を主管する箇所の長は、適合性確認試験設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所及び「手順書」による「自社標準」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット(「4. 3. 1 適合性確認試験設備」)のアウトプットに要求事項の明確化)及び「4. 3. 2 各適合性確認試験設備」に対する要求事項の明確化)を「4. 3. 2 各適合性確認試験設備」の適合性を確認した上で、要求事項を満たしていること、要求事項の適合性を確認した上で、要求事項を満たしていること、検証を、組織の責任に帰する。 なお、この検証は当該業務を直接実施した者以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設計申請書の作成 設計を主管する箇所の長は、その設計からのアウトプットを基に、設計期間に必要な書類等を取りまとめる。</p>															
原子力施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一															
<p>(調達プロセス)</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにななければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等であることを確認していることと承認すること。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者等と、管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者等と、調達物品等に係る能力を把握し、調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p>	<p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようとする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要性に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定め、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等であることを確認していることと承認すること。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者等と、管理の方法及び程度を定め、能力を把握し、調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p>	<p>4.5.4 雇用前事業者検査の実施 雇用前事業者検査は、検査要書を作成し、検査体制を確立して使用し、前事業者検査を実施する。</p> <p>4.6 設上認における調査管理の方法 4.6.1 組織の技術的評価 4.6.2 供給者の選定 4.6.3 調達物品の調査管理</p>															
<p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>五 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 調達物品等の検証</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等の調査方法を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の調査において、雇用前事業者検査等が調達物品等の供給者から出向の可否の決定に必要となる場合、あらかじめ当該事業者等の供給者からの出向の可否の決定について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p>	<p>4.4.3 調達物品の調査管理 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全及び原子影響等及び供給者の信頼性を考慮し、以下の調査管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成 (2) 調達物品の管理 (3) 調達物品の検証</p>	<p>4.4.3 調達物品の調査管理 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質マネジメント文書に基づき調達物品の調査管理を実施する。(4.6.3C) 調達物品の管理(参照)</p> <p>(2) 調達物品の管理 調達を主管する組織の長は、当社が仕様書で要求した部品が確実に納品されるよう調達物品が納入されるまでの間、製造に及び必要となる管理を実施する。</p> <p>(3) 調達物品の検証 調達を主管する組織の長は、調達物品が調査要求事項を満たしていることを確認するために、調達物品の調査を行う。 なお、供給者から出向の可否の決定に必要となる場合、あらかじめ当該事業者等の供給者からの出向の可否の決定について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p>															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

<p>島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）</p>	<p>女川原子力発電所2号炉 有毒ガス</p>	<p>差異理由</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 183 414 231">品管規則</th> <th data-bbox="414 183 981 231">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="73 231 414 1445">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 231 414 1445"> <p>ばならない。            2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。            3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。            一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。            二 調達、機器等に係る個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合格判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="414 231 981 1445"> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。            a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。            b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            c. 合格判定基準を含むものであること。            d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理            (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別することができるようになるように、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。            (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。            (3) 組織は、設計開発の変更において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む）を行う。            (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 4. 1. 調達プロセス            (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。            7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報            (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。            a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> </td> <td data-bbox="414 231 981 1445"> <p>(6) 設計申請書の承認            設計申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料をとりまとめ、原子力常電保安委員会へ付議し、審査及び確認を得る。</p> <p>4. 3. 4 設計における変更            設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた関係図等の設計結果を必要に応じて修正する。</p> <p>4. 4. 1 具体的な設備の設計の実施（設計3）            仕事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>ばならない。            2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。            3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。            一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。            二 調達、機器等に係る個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合格判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。            a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。            b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            c. 合格判定基準を含むものであること。            d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理            (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別することができるようになるように、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。            (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。            (3) 組織は、設計開発の変更において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む）を行う。            (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 4. 1. 調達プロセス            (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。            7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報            (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。            a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p>	<p>(6) 設計申請書の承認            設計申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料をとりまとめ、原子力常電保安委員会へ付議し、審査及び確認を得る。</p> <p>4. 3. 4 設計における変更            設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた関係図等の設計結果を必要に応じて修正する。</p> <p>4. 4. 1 具体的な設備の設計の実施（設計3）            仕事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="981 183 1288 231">品管規則</th> <th data-bbox="1288 183 1890 231">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="981 231 1288 1445">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="981 231 1288 1445"> <p>原子力施設設の取組のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則            (調達プロセス)            第三十回条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。            第七回条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。            (記録の管理)            第八回条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を保証する記録を明確にすることにも、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。            (不適合の管理)            第四十九回条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を管理し、これを管理しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1288 231 1890 1445"> <p>7. 4. 1 調達プロセス            (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。            4. 2. 3 文書の管理            (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。            4. 2. 4 記録の管理            (1) 組織は、品質マネジメント文書に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を保証する記録を明確にすることにも、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。            8. 3 不適合の管理            (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を管理し、これを管理する。</p> </td> <td data-bbox="1288 231 1890 1445"> <p>4. 6. 4 供給者に対する品質監査            供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。            4. 7 その他の設計、工事等における文書及び記録の管理            その後の設計、工事等における工事及び試験・検証については、品質マネジメント文書、それぞれに基づき作成される品質記録であり、これらを選択的に管理する。            4. 8 その他の不適合管理            その後の設計、工事及び試験・検証において発生した不適合については適切に処置を行う。            5. 適合性確認対象設備の施設管理            仕事を主管する組織の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認が完了した設備については、適合性確認に係る業務に必要に応じて適合性確認計画を策定し、適合性を維持する。</p> <p>※本表は緑字と赤字で修正箇所</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>原子力施設設の取組のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則            (調達プロセス)            第三十回条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。            第七回条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。            (記録の管理)            第八回条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を保証する記録を明確にすることにも、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。            (不適合の管理)            第四十九回条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を管理し、これを管理しなければならない。</p>	<p>7. 4. 1 調達プロセス            (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。            4. 2. 3 文書の管理            (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。            4. 2. 4 記録の管理            (1) 組織は、品質マネジメント文書に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を保証する記録を明確にすることにも、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。            8. 3 不適合の管理            (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を管理し、これを管理する。</p>	<p>4. 6. 4 供給者に対する品質監査            供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。            4. 7 その他の設計、工事等における文書及び記録の管理            その後の設計、工事等における工事及び試験・検証については、品質マネジメント文書、それぞれに基づき作成される品質記録であり、これらを選択的に管理する。            4. 8 その他の不適合管理            その後の設計、工事及び試験・検証において発生した不適合については適切に処置を行う。            5. 適合性確認対象設備の施設管理            仕事を主管する組織の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認が完了した設備については、適合性確認に係る業務に必要に応じて適合性確認計画を策定し、適合性を維持する。</p> <p>※本表は緑字と赤字で修正箇所</p>	<p>・記載表現の相違</p>
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>ばならない。            2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。            3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。            一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。            二 調達、機器等に係る個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合格判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。            a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。            b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            c. 合格判定基準を含むものであること。            d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理            (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別することができるようになるように、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。            (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。            (3) 組織は、設計開発の変更において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む）を行う。            (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 4. 1. 調達プロセス            (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。            7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報            (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。            a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p>	<p>(6) 設計申請書の承認            設計申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料をとりまとめ、原子力常電保安委員会へ付議し、審査及び確認を得る。</p> <p>4. 3. 4 設計における変更            設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた関係図等の設計結果を必要に応じて修正する。</p> <p>4. 4. 1 具体的な設備の設計の実施（設計3）            仕事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p>												
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>原子力施設設の取組のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則            (調達プロセス)            第三十回条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。            第七回条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。            (記録の管理)            第八回条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を保証する記録を明確にすることにも、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。            (不適合の管理)            第四十九回条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を管理し、これを管理しなければならない。</p>	<p>7. 4. 1 調達プロセス            (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。            4. 2. 3 文書の管理            (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。            4. 2. 4 記録の管理            (1) 組織は、品質マネジメント文書に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を保証する記録を明確にすることにも、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。            8. 3 不適合の管理            (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を管理し、これを管理する。</p>	<p>4. 6. 4 供給者に対する品質監査            供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。            4. 7 その他の設計、工事等における文書及び記録の管理            その後の設計、工事等における工事及び試験・検証については、品質マネジメント文書、それぞれに基づき作成される品質記録であり、これらを選択的に管理する。            4. 8 その他の不適合管理            その後の設計、工事及び試験・検証において発生した不適合については適切に処置を行う。            5. 適合性確認対象設備の施設管理            仕事を主管する組織の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認が完了した設備については、適合性確認に係る業務に必要に応じて適合性確認計画を策定し、適合性を維持する。</p> <p>※本表は緑字と赤字で修正箇所</p>												



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="71 183 315 215">品管規則</th> <th data-bbox="315 183 831 215">設置許可文十一号</th> <th data-bbox="831 183 981 215">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="71 215 315 997"> <p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="315 215 831 997"> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            c. 合否判定基準を含むものであること。            d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="831 215 981 997"> <p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にするため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 997 315 1445"> <p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="315 997 831 1445"> <p>一            8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業            務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい            て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使            用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する            部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ            り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい            う。)を確保する。</p> </td> <td data-bbox="831 997 981 1445"> <p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にするため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 1445 315 1527"> <p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="315 1445 831 1527"> <p>一            8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業            務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい            て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使            用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する            部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ            り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい            う。)を確保する。</p> </td> <td data-bbox="831 1445 981 1527"> <p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 1527 315 1572"> <p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="315 1527 831 1572"> <p>一            8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業            務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい            て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使            用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する            部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ            り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい            う。)を確保する。</p> </td> <td data-bbox="831 1527 981 1572"> <p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 1572 315 1596"> <p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> </td> <td data-bbox="315 1572 831 1596"> <p>一            8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業            務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい            て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使            用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する            部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ            り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい            う。)を確保する。</p> </td> <td data-bbox="831 1572 981 1596"> <p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 1596 315 1596"></td> <td data-bbox="315 1596 831 1596"></td> <td data-bbox="831 1596 981 1596"></td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可文十一号	設置許可添付書類十一	<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            c. 合否判定基準を含むものであること。            d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にするため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>	<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>一            8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業            務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい            て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使            用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する            部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ            り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい            う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にするため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>	<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>一            8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業            務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい            て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使            用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する            部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ            り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい            う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>	<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>一            8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業            務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい            て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使            用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する            部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ            り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい            う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>	<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>一            8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業            務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい            て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使            用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する            部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ            り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい            う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>				<p>7. 4 調達    7. 4. 1 調達プロセス    (1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにならなければならない。</p>	
品管規則	設置許可文十一号	設置許可添付書類十一																					
<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            c. 合否判定基準を含むものであること。            d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にするため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>																					
<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>一            8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業            務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい            て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使            用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する            部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ            り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい            う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にするため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>																					
<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>一            8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業            務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい            て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使            用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する            部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ            り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい            う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>																					
<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>一            8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業            務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい            て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使            用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する            部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ            り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい            う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>																					
<p>一 設計関係に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。            二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。            三 合否判定基準を含むものであること。            四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>一            8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業            務計画に基づき、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階におい            て、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使            用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する            部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法によ            り、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをい            う。)を確保する。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施            工事を主管する箇所長は、要求事項に適合する設備を設置するため            の工事を実施する。            4. 5. 1 使用前事業者検査の方法            使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合し            ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所            からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。            4. 5. 2 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された竣工に記            載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合し            ていることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。            (1) 実設備の仕様適合性確認            (2) 品質マネジメントシステムに係る検査            4. 5. 3 検査計画の管理            検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事            業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理            する。            4. 5. 4 使用前事業者検査の実施            使用前事業者検査は、検査計画の作成、検査計画を確立して実施す            る。            4. 6 竣工工程における調達管理の方法            調達を主管する箇所の長は、竣工工程で行う調達管理を確実にため            に、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。            4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">品管規則</th> <th style="width:33%;">設置許可本文十一号</th> <th style="width:33%;">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に使い、調達物品等を供給する能力を相対として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の業務の力量に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等を受附する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出せなければならない。</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の明細に定めなければならない。</p> </td> <td> <p>と(いう。)に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に使い、調達物品等を供給する能力を相対として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の業務の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受附する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7. 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の明細に定める。</p> </td> <td> <p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に基いて調達製品を提供する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4. 6. 2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工前に必要な調査を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてスケジュール分けを行、管理する。</p> <p>4. 6. 3 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づき調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「4. 6. 3(2) 調達製品の管理」参照)</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。</p> <p>なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に使い、調達物品等を供給する能力を相対として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の業務の力量に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等を受附する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出せなければならない。</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の明細に定めなければならない。</p>	<p>と(いう。)に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に使い、調達物品等を供給する能力を相対として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の業務の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受附する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7. 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の明細に定める。</p>	<p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に基いて調達製品を提供する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4. 6. 2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工前に必要な調査を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてスケジュール分けを行、管理する。</p> <p>4. 6. 3 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づき調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「4. 6. 3(2) 調達製品の管理」参照)</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。</p> <p>なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p>		
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一						
<p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に使い、調達物品等を供給する能力を相対として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の業務の力量に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(調達物品等要求事項)</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等を受附する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出せなければならない。</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の明細に定めなければならない。</p>	<p>と(いう。)に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に使い、調達物品等を供給する能力を相対として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の業務の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受附する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7. 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施範囲及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の明細に定める。</p>	<p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に基いて調達製品を提供する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4. 6. 2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工前に必要な調査を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてスケジュール分けを行、管理する。</p> <p>4. 6. 3 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づき調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「4. 6. 3(2) 調達製品の管理」参照)</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。</p> <p>なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p>						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の  
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品管規則</th> <th style="width: 30%;">設置許可本文十一号</th> <th style="width: 40%;">設置許可添付書第十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(調達プロセス)            第二十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>(記録の管理)            第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にすることができ、かつ、検査する、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>(不適合の管理)            第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務等特定し、これを管理しなければならない。</p> </td> <td> <p>7. 4. 1 調達プロセス            (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理            (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理            (1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>8. 3 不適合の管理            (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務等特定し、これを管理する。</p> </td> <td> <p>4. 6. 4 社外監査            供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理            その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4. 8 その後の不適合管理            その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理            工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を委嘱することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書第十一	<p>(調達プロセス)            第二十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>(記録の管理)            第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にすることができ、かつ、検査する、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>(不適合の管理)            第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務等特定し、これを管理しなければならない。</p>	<p>7. 4. 1 調達プロセス            (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理            (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理            (1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>8. 3 不適合の管理            (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務等特定し、これを管理する。</p>	<p>4. 6. 4 社外監査            供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理            その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4. 8 その後の不適合管理            その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理            工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を委嘱することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>		
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書第十一						
<p>(調達プロセス)            第二十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>(記録の管理)            第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にすることができ、かつ、検査する、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>(不適合の管理)            第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務等特定し、これを管理しなければならない。</p>	<p>7. 4. 1 調達プロセス            (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理            (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理            (1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>8. 3 不適合の管理            (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務等特定し、これを管理する。</p>	<p>4. 6. 4 社外監査            供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理            その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4. 8 その後の不適合管理            その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理            工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を委嘱することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>						